

諮問第1号

令和7年5月13日

国分寺市男女平等推進委員会委員長 殿

国分寺市長 井澤邦夫

男女平等推進施策の推進について（諮問）

国分寺市男女平等推進条例（平成19年条例第10号）第25条（男女平等推進委員会の設置及び組織）第2項の規定により、下記の事項について諮問します。

記

- （1）男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。
- （2）男女平等推進行動計画の進捗状況に関すること。